

自動車保険だより

今回から自動車保険だよりの発行は年1回となります。

そこで、紙面の構成も少し変えて、一面は加入者や読者のインタビュー、二、三面に特集記事としました。

中面特集
危ない!自転車との事故



写真は関川さん提供

今号のインタビューは、青年教職員の関川洸太さんです。青年部の会議があるというので、そこに伺いお話をお聞きしました。

車旅！楽しんでます

関川さんはよく実家のキャンピングカーを借りて職場の仲間とドライブに行くそうです。この日は木更津方面にドライブに行った時のお話をお聞きしました。「海の景色のすばらしさはもちろんですが、仲間との交流ができたことは、一番よかったことです。サーブエリアで食べ物や飲み物を買って、キャンピングカーの室内でおしゃべり。エアコン聞いた室内、だれに遠慮することもない空間で、近況や学校のこと、子どもの話。テーブルを囲んで、対面で話せることやソファでゆったりできるのもキャンピングカーならではのですね。」と楽しそうに話されました。

他にも、飛行機で行った先で、レンタカーを借りて旅をすることもあるそうです。「車でしか行けないような場所に行けるのが車旅の良さですね。ついこの間は石見銀山に行きました。行ってみたら予約が取れず、予約を取って翌日に再度訪問というハプニングでも車なら、臨機応変に対応できました。その先の温泉地にも足を伸ばすことができました。車のおかげで旅を満喫しています。」と。

問題は車を借りるので、その都度ごとに日保険をかけているそうですが、その日にかけるので、補償内容を詳しく確認する余裕がないとのこと。ここは都教組自動車保険と桜保険事務所にお任せを(の出番?)と「ちょいり保険」を紹介しました。関川さんには、「もしもの時は桜保険が事故対応をしていただけるとお聞きし、いいなあと思っています。安心の保険で車旅ができる」と、より一層楽しむことができます。「と喜んでいただきました。」



危ない！自転車との事故

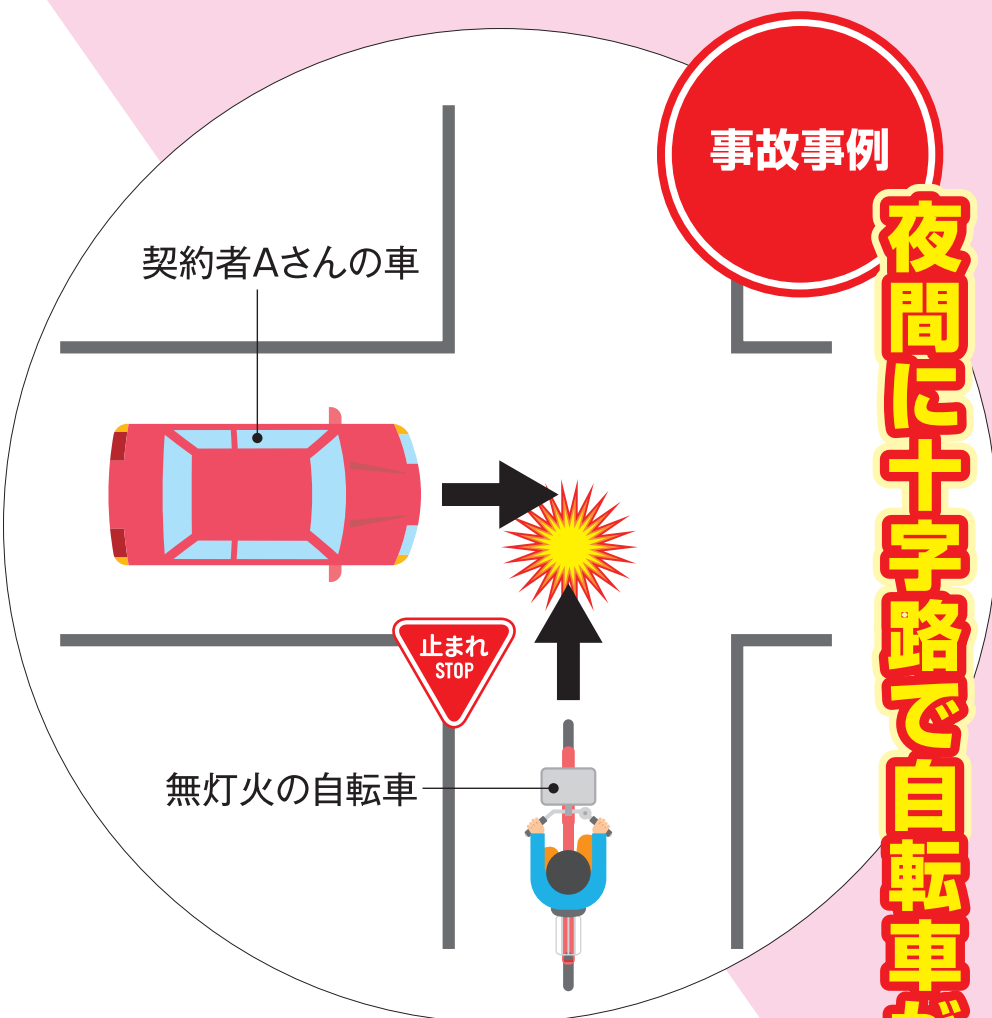
自動車事故の中でも、最近問題になっているのが自転車との事故です。

車同士の事故とは違う難しさがあります。

今回は、車と自転車の事故事例を紹介しながら事故を起こした時の注意点を考えます。

事故事例

夜間に十字路で自転車が飛び出し転倒



契約者Aさんは夜の9時頃に、自宅で自宅へ向かっていました。道幅6メートルくらいの道を低速で走行し、信号なしの十字路を通過しようとした時、右から高校生が運転する無灯火の自転車が十字路にノーブレーキで侵入し、自車のバンパーをかすって転倒しました。

すぐに警察を呼んで事故の報告をし、高校生は「大丈夫です」と言っていたものの、大事をとって救急車を呼び、警察との対応後すぐに病院へ行ってもらいました。

夜のため、保険会社の24時間の窓口で事故報告をし、病院で高校生の父親と連絡先の交換をしてその日は帰宅しました。

●負傷者の救護を第二に

車との事故では、自転車運転者の被害が大きくなりやすいため、軽く見える怪我でも病院に連れて行く、救急車を呼ぶなど負傷者の救護を最優先に対応してください。必ず警察にも連絡し事故報告してください。



今回の事故の場合、相手自転車にもそれなりの責任割合が発生するものの、車と自転車の事故の場合、自転車の方が交通弱者であることから、やはり車の方が責任が大きくなるケースが多いのが実態です。相手がまだ未成年ということもあるので、契約者には菓

子折りをもって直接相手の家に行き、相手の保護者も一緒に時にお見舞いするようアドバイスをしました。また、その際に今後の補償については「保険会社を通して連絡さしあげます」と伝えられました。

●冷静な対応が示談の近道

自転車運転者は交通ルールを知らない場合も多く、事故に遭うと自身の過失割合が大きくても被害者意識が強く車の運転者を非難する場合も少なくありません。双方が感情的になり、事故当初からもめると示談交渉も長引くことになりかねません。

自転車運転者の方が交通弱者と心得て、冷静に対応してください。

示談をすすめる上で道義的なお詫びをすることは大切なことです。特に今回のように未成年が相手の事故の場合は特に保護者が激怒することもあり、まずはお詫びにいつていただき、今後の対応をスムーズに進める土台作りをしました。幸い、相手の保護者も「こつちもとびだしたみたいなので…」とお詫びを受け入れてもらい、今後のことは保険会社どうしで話を進めることとしました。

●自転車運転者がケガなどした場合は、必ずお見舞いを

車の運転者の過失割合が小さい場合でも、人身事故の場合は必ずお見舞いすることが大切です。特に、自転車運転者が子どもや未成年者の場合、保護者へのお見舞いは重要です。



同じ道幅で信号のない十字路の場合、一時停止がある方が責任割合が大きくなりますが、車と自転車の事故の場合、過去の判例から車60・自転車40というのが基本の割合です。ただし、これはあくまで基準です。桜保険事務所は契約者の聞き取りから、もう少し自転車側の責任が大きいと考え、面談もして契約者の車のドライブレコーダーの映像をコピーし、その映像を相手保険会社に送りました。その上で10%の修

知っていますか？モペットと電動キックボードの事故が増えています

【モペット】

ペダル付きで電動モーターやエンジンで自走できる二輪車。法律上は原動機付き自転車に分類され、公道を走行するには運転免許が必要。(自賠責保険の加入義務あり／最高時速=30~60km)



【電動キックボード】

電動モーターで走行するキックボード。

- ①特定小型原動機付自転車として扱われるもの(免許不要、ヘルメット着用努力義務)と、
- ②一般の原付バイク扱いとなるもの(免許、ヘルメット着用必須)がある。(自賠責保険の加入義務あり／最高速度=歩道6km・車道20km)



両車両ともに都市部を中心に急速に普及しています。
(電動キックボードは2024年に219件の事故が発生し226人が負傷)
急な飛び出しに気を付けて!

正(車50・自転車50)を申し入れたところ、相手からも承諾を得られ、最終的な責任割合は50・50となりました。相手のけがは幸い軽症で、通院は2回で終了しました。契約者の車の対人賠償保険で支払いをすすめ、高校生だったため休業損害もなく、「治療費と通院交通費のみの実費+慰謝料」を提示し、無事に示談となりました。

●契約者も納得する解決に

今回の件では、お相手ともめることなくスムーズに対応が進みました。また、ドライブレコーダーの映像から相手が無灯火であることも立証され、契約者も納得する過失割合での示談となりました。

読者のコーナー

今回の
クイズは
こちら

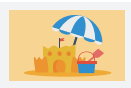
いつも見させていただいてます。さい
きん好きな車ができました。もしこれを
買って事故したらどうしよう...と考え
ていたら自動車保険だよりがきて「あ、
そうだ!ここがあるじゃないか」と思い
ました。ということでこれからもお願い
します。あたりますように! (R・U様)

「自動車保険だより」いつも多方面
から工夫ある編集に楽しみにしており
ます。この度は、予期せぬ思わぬ事
故に失意の中、さくら保険のスタッフ
の皆様の誠心誠意のご対応に、家族
共に心から感謝しております。ありが
とうございます。今後共よろしくお願
い致します。40年以上の家族の乗り
物は桜保険さんにお世話になってい
て良かったです。(T・Y様)

桜保険は一般的な保険の対応と違
い、教職員を守ってくれる保険である
ことをさらに多くの人に知って欲しい
と思いました。(H・A様)

投稿大募集

写真やイラストの投稿をお待ちしています。
採用された方には謝礼をお送りします。
投稿方法は郵送かメール
(dengon@sakura-hoken.co.jp)で。



編集後記

取材を通じて、自動車は人生を楽しむうえで大変役
に立つ乗り物だと改めて感じました。しかし、いつも危
険と隣合わせで、気を付け
ていても起きてしまう事故
もあることも再認識しまし
た。桜保険で万全の備え
をして、カーライフを楽し
みたいですね。



表紙の美しい景色の写真の場所はどこでしょう?

①東京ほたる

②海ほたる

③アクアほたる

ヒントは、
ホームページを
見てね。

桜保険 検索

*クイズおよび抽選の実施者は東京都教職員組合・
東京都障害児学校教職員組合です。

■応募締切: 2025年10月31日(金)
当日消印有効

■応募方法: 郵便ハガキに、クイズの答えと
郵便番号・住所氏名・ご意見・
ご感想をご記入の上、桜保険
事務所までご応募ください。

■Webでの応募方法: グーグルフォームによる応募と
なります。

●スマホの場合は、右記QRコードから。

●パソコンの場合は、当社ホームページの最
新ニュースの「自動車保険だより19号のクイズ
応募はこちら」からご応募ください。



■抽選・発表: 正解者の中から厳正な抽選のうえ、当選者に
図書カードを発送し、発表とかえさせていただきます。

■注意事項: いただいたご意見を自動車保険だより作成のために利用させて
いただくことがあります。いただいたご意見を紙面に掲載させてい
ただくときには氏名を表示させていただくことがあります。
※お客様の個人情報は厳重に管理し、商品の抽選・発送・お問
合せにのみ使用します。

■送付先: 〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17桜保険事務所
「クイズ係」

前回の答えは「相模」でした

桜保険ミニショット



今回は西東京市の下野
谷遺跡を紹介します。
この縄文遺跡の規模や
内容は南関東では傑出
したものと言われ、現
在は埋め立てられた公
園の中に土屋根の竪穴
住居が復元されていま
す。西武新宿線東伏見
駅南口から早大グラン
ド通りを5分ほど下り、
石神井川の崖を上った
高台にあります。



土屋根の竪穴住居



駅前にある遺跡キャラクターの「しーた」「のーや」の案内板

自動車保険だより編集委員会

TEL.042-467-4152 FAX.042-461-0366

自動車保険だよりVol.19(2025年7月作成)

発行元/〒188-0011 東京都西東京市田無町3-2-17 桜保険事務所内